

熊本市長 様

3歳児視聴覚精密健康診査業務応募申請書

所在地 _____

法人名 _____

代表者 _____

電話番号 _____

令和8年度（2026年度）3歳児視聴覚精密健康診査業務委託について、次のとおり応募申請します。

3歳児視聴覚精密健康診査業務資格要件調書の（1）から（9）に掲げる条件をすべて満たしていることを誓約します。虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。なお、この書類を提出した以後に（1）から（9）に掲げる条件のいずれかを満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

記

1 3歳児視聴覚精密健康診査を行う医療機関の概要

| | |
|---------|--|
| 医療機関所在地 | |
| 院長名 | |
| 電話番号 | |
| FAX番号 | |
| メールアドレス | |

2 3歳児視聴覚精密健康診査に従事する医師の配置計画（予定）

| 職名（職種） | 氏名 |
|--------|----|
| | |
| | |
| | |
| | |

3歳児視聴覚精密健康診査業務公募要件

- (1) 視覚及び聴覚の精密検査が必要と認められた幼児に精密検査を行うため、眼科若しくは耳鼻科を有し、適切な診断ができる医療機関であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から「熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱」（平成21年告示第199号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件業務に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認める者でないこと。
- (9) 熊本市に事業実施医療機関の住所を有すること。